議案第７４号　小松島市介護保険条例の一部を改正する条例について

《改正の主旨》

地方税法の改正により、平成26年1月1日から地方税の延滞金の割合が変更されることに伴い、介護保険料の延滞金の割合を改正するもの。

小松島市介護保険条例（平成12年小松島市条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
附　則	附　則	
（平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例）	（平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例）	
第2条　平成12年度における保険料率は，第4条第1項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条　平成12年度における保険料率は，第4条　　の規定にかかわらず，次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	改正
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）	
2　平成13年度における保険料率は，第4条第1項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	2　平成13年度における保険料率は，第4条　　の規定にかかわらず，次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	改正
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）	
（延滞金の割合の特例）	（延滞金の割合の特例）	
第7条　当分の間，第9条第1項に規定する延滞金の　　年7.3パーセントの割合は，同項の規定にかかわらず，各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にはその年中においては，当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは，これを切り捨てる。　　）とする。	第7条　当分の間，第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は，同項の規定にかかわらず，各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう　　。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にはその年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には年7.3パーセントの割合）とする。	挿入 改正 改正